



三重県公報

令和元年11月29日 (金)

第 60 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
30	三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	3
31	三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	4
告 示			
453	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	5
454	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
455	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
456	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	6
457	生活保護法の規定による指定施術者からの事業の廃止の届出	(同)	6
458	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(同)	6
459	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
460	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
461	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	7
462	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの事業の廃止の届出	(同)	7
463	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	7
464	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	8
465	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
466	機船船びき網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の統数の最高限度及び申請期間	(漁 業 環 境 課)	8
467	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	9
468	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	10
訓 令			
2	会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程	(人 事 課)	10
公 告			
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財 政 課)	18
	三重県病院事業の業務状況の公表	(同)	30
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	33
収 用 委 公 告			

土地収用法の規定による収用又は使用の裁決手続の開始決定

(収 用 委 員 会) 33

規 則

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十号

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立自然公園条例施行規則（昭和二十三年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（公園事業の執行の協議又は認可の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類の、国及び県以外の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十二号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">一～八（略）</p> <p>九 第二条第三号に掲げる <u>第二条第三号に掲げる</u> 宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する <u>宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する</u> 仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類 <u>仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類</u></p> <p>十～十三（略）</p> <p style="text-align: center;">（承継の協議又は承認の申請）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の協議書又は申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">一（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">二 第四条第三項第三号、第四号及び第十二号 <u>第四条第三項第三号、第四号及び第十一号</u>に掲げる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十二号 <u>第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号</u>に掲げる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">二・三（略）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p style="text-align: center;">（条例第十九条第三項第二号の規則で定める者）</p> <p>第二十六条の二 条例第十九条第三項第二号の規則 <u>条例第十九条第三項第二号の規則</u> で定める者は、精神の機能の障害によりその認定 <u>で定める者は、精神の機能の障害によりその認定</u> 関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判 <u>断</u></p>	<p style="text-align: center;">（公園事業の執行の協議又は認可の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類の、国及び県以外の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">一～八（略）</p> <p>九～十二（略）</p> <p style="text-align: center;">（承継の協議又は承認の申請）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の協議書又は申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">一（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">二 第四条第三項第三号、第四号及び第十一号 <u>第四条第三項第三号、第四号及び第十号</u>に掲げる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号 <u>第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十号</u>に掲げる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">二・三（略）</p> <p>第二十六条（略）</p>

<p>断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第三十五条 国及び地方公共団体以外の者が条例第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請等)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第三十条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類</p>	<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第三十五条 国及び地方公共団体以外の者が条例第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請等)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第三十条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月二十九日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十一号

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

三重県自然環境保全条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第十八条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第十五条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第十八条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第十八条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第十五条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第十八条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 条例第十五条の二第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1・11 (略)</p> <p>三 国又は地方公共団体以外の者が条例第十五条の二第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類</p>	<p>3 条例第十五条の二第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1・11 (略)</p>
--	---

附 則

りの規則は、令和元年十一月十四日から施行する。

告 示

三重県告示第 453 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
なかがわ整形外科リハビリクリニック	桑名市江場 456-3	令和元年 11 月 1 日
日高クリニック	津市一志町田尻 30-10	令和元年 7 月 1 日
うすい歯科	四日市市浜田町 12 番 16-2 号	令和元年 10 月 12 日
かわはし薬局江場店	桑名市江場 456-3	令和元年 11 月 1 日
うれしの調剤薬局	松阪市嬉野中川町 843-4	令和元年 10 月 1 日
アクア薬局大黒田店	松阪市大黒田町 1840-1	令和元年 11 月 1 日
訪問看護リハビリステーション喜りがおか	伊賀市桐ヶ丘三丁目 324 番地	令和元年 10 月 1 日
訪問看護の青空明和	多気郡明和町大字上村字松本 101-5	令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 454 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人未生会来田整形外科	四日市市日永 1 丁目 7-19	みえロコモリウマチクリニック	令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 455 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
日高クリニック	津市一志町田尻 30-10	令和元年 6 月 30 日
うすい歯科	四日市市中浜田町 3-28 大進ビル 2F	令和元年 10 月 11 日
美すゞ薬局	四日市市城北町 2 番 2 号	令和元年 10 月 1 日

有限会社うれしの調剤薬局	松阪市嬉野中川町 843-4	令和元年 9 月 30 日
--------------	----------------	---------------

三重県告示第 456 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
水野 裕子	はりきゅうマッサージ院 h a n a	桑名郡木曾岬町加路戸 843	令和元年 9 月 1 日
花井 正典	はりきゅうマッサージ院 h a n a	桑名郡木曾岬町加路戸 843	令和元年 9 月 1 日
村橋 暖	暖はり・きゅう院	四日市市小古曾東 2-7-17-3	令和元年 9 月 1 日

三重県告示第 457 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
花井 正典	訪問リハビリ治療院～h a n a～	桑名郡木曾岬町加路戸 843	平成 30 年 8 月 31 日

三重県告示第 458 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
なかがわ整形外科リハビリクリニック	桑名市江場 456-3	令和元年 11 月 1 日
日高クリニック	津市一志町田尻 30-10	令和元年 7 月 1 日
うすい歯科	四日市市浜田町 12 番 16-2 号	令和元年 10 月 12 日
かわはし薬局江場店	桑名市江場 456-3	令和元年 11 月 1 日
うれしの調剤薬局	松阪市嬉野中川町 843-4	令和元年 10 月 1 日
アクア薬局大黒田店	松阪市大黒田町 1840-1	令和元年 11 月 1 日
訪問看護リハビリステーション喜りがおか	伊賀市桐ヶ丘三丁目 324 番地	令和元年 10 月 1 日
訪問看護の青空明和	多気郡明和町大字上村字松本 101-5	令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 459 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
-----------	-----	---------	-------

医療法人未生会来田整形外科	四日市市日永1丁目7-19	みえロコモリウマチクリニック	令和元年10月1日
---------------	---------------	----------------	-----------

三重県告示第460号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年11月29日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
日高クリニック	津市一志町田尻30-10	令和元年6月30日
うすい歯科	四日市市中浜田町3-28 大進ビル2F	令和元年10月11日
美すゞ薬局	四日市市城北町2番2号	令和元年10月1日
有限会社うれしの調剤薬局	松阪市嬉野中川町843-4	令和元年9月30日

三重県告示第461号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年11月29日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
水野 裕子	はりきゅうマッサージ院 h a n a	桑名郡木曾岬町加路戸843	令和元年9月1日
花井 正典	はりきゅうマッサージ院 h a n a	桑名郡木曾岬町加路戸843	令和元年9月1日
村橋 暖	暖はり・きゅう院	四日市市小古曾東2-7-17-3	令和元年9月1日

三重県告示第462号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年11月29日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
花井 正典	訪問リハビリ治療院～h a n a～	桑名郡木曾岬町加路戸843	平成30年8月31日

三重県告示第463号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和元年11月29日

三重県知事 鈴木英敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450800319	合同会社心伸	伊勢市御薗町高向2075番地5	あしあと	伊勢市御薗町高向2075番地5	放課後等デイサービス	令和元年 11月1日

2451300186	株式会社キタモリ	伊賀市古郡 546-1	放課後デイサービスキエロ	名張市すずらん台西 1-241	放課後等デイサービス	令和元年 11月1日
------------	----------	-------------	--------------	-----------------	------------	---------------

三重県告示第 464 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410101055	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9	ニチイケアセンター桑名西	桑名市星川 851-3	居宅介護 重度訪問介護	令和元年 11月1日
2410301515	学校法人鈴鹿文化学園	鈴鹿市住吉二丁目 24 番 9 号	ヘルパーステーション愛すみよし苑	鈴鹿市神戸 9 丁目 26-14	居宅介護	令和元年 11月1日
2410502815	O H A N A 株式会社	津市末広町 994	ヘルパーステーション彩り	津市末広町 994	居宅介護	令和元年 11月1日
2410502823	株式会社よ木よ	津市八幡町津 2526 番地 4	訪問介護ここよ	津市垂水 522 番地 1	居宅介護	令和元年 11月1日
2411200690	株式会社ナカムラ	奈良県奈良市左京三丁目 11-8	ケアステーション伊賀	伊賀市上野忍町 2473-5 201 号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和元年 11月1日
2410701870	株式会社ライフケア・ジャパン	松阪市久保町 1846-160	ほっと家 P L U S ショートステイ	松阪市射和町 604 番地 3	短期入所	令和元年 11月1日
2410701862	株式会社サンテ	松阪市大黒田町 658 番地	リベルテ松阪	松阪市駅部田町 448 番地 3	就労継続支援 B 型	令和元年 11月1日
2420201945	h a n a b i 合同会社	四日市市別山一丁目 1811 番地	h a n a b i 共同生活援助事業所	四日市市川島町 5930-199	共同生活援助	令和元年 11月1日
2420301521	合同会社 R L サポート	鈴鹿市三日市南二丁目 5 番 17 号	R L	鈴鹿市末広西 3 番 39 号	共同生活援助	令和元年 11月1日
2420701746	株式会社ライフケア・ジャパン	松阪市久保町 1846 番地 160	ほっと家 P L U S	松阪市射和町 604 番地 3	日中サービス 支援型共同生活援助	令和元年 11月1日

三重県告示第 465 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 日 年 月 日
2410201566	合同会社たいよう	岐阜県安八郡安八町大森 420 番地 2	ヘルパーステーションさくら	四日市市大字塩浜 57 番地 1	居宅介護 重度訪問介護	令和元年 10月31日
2410300020	株式会社三重互助サービス	四日市市新正 5 丁目 2-6	ケア・プラザヘルパーステーション鈴鹿	鈴鹿市西条 4 丁目 25	居宅介護	令和元年 10月31日

三重県告示第 466 号

三重県漁業調整規則（昭和 41 年三重県規則第 21 号）第 9 条第 2 項（第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 26 条第 3 項の規定に基づく機船船びき網漁業の許可又は起業の認可をする漁業種類ごとの船舶

の統数の最高限度及び申請期間は、次のとおりとします。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 漁業種類ごとの船舶の統数の最高限度

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) ばっち網漁業 | 45統 |
| (2) ばっち網(しらす) 漁業 | 45統 |
| (3) いわし・いかなご船びき網漁業 | 62統 |
| (4) しらす船びき網漁業 | 62統 |

2 申請期間

令和元年 11 月 29 日から同年 12 月 13 日まで

三重県告示第 467 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

岡本総本店 津店
津市南丸之内 17-29

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社岡本総本店	四日市市鶴の森一丁目 4-28	岡本 浩延

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社岡本総本店	四日市市諏訪町 13 番 13 号	岡本 浩延

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社岡本総本店	四日市市鶴の森一丁目 4-28	岡本 浩延
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号	鈴木 芳知

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社岡本総本店	四日市市諏訪町 13 番 13 号	岡本 浩延
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純

3 変更年月日

平成 29 年 6 月 24 日

4 変更理由

- 2(1) 本社移転のため
2(2) 本社移転及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和元年 11 月 15 日

- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和元年 11 月 29 日から令和 2 年 3 月 30 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 468 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ぎゅーとらラブリー渋見店、ココカラファイン渋見店、ブリクストン
津市渋見町字西出 414 番 1 ほか 9 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年 11 月 29 日から令和 2 年 1 月 6 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

訓 令

三重県訓令第 2 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱いに関して必要な事項を定める。

（職）

第 2 条 会計年度任用職員の職については、別表第 1 の職欄に掲げる職を組織欄に掲げる組織に置き、その職の職務は職務欄に定めるとおとする。

2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の職については、総務部長に協議の上、部局長等（職員任免事務取扱規程（昭和 40 年三重県訓令第 7 号）第 2 条に規定する部局長等及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が別に定める。

（任用）

第 3 条 会計年度任用職員は、選考により採用する。

2 前項の選考は、選考される者に係る当該職務の遂行能力を、職に応じて定める選考の基準に照らして判定するものとする。

- 3 前項に定める選考の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 行政事務支援員 公務員としての心構え、会計年度任用職員としての基本的な能力並びに行政事務支援員として職務を適切に遂行するための意欲及び能力
 - (2) 前号に定める職以外の会計年度任用職員 公務員としての心構え、会計年度任用職員としての基本的な能力、当該会計年度任用職員に必要とされる知識、技能、資格又は経験並びに当該職務を適切に遂行するための意欲及び能力
 - 4 会計年度任用職員の採用に当たっては、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 職務の遂行に必要とされる知識、技能、資格又は経験の内容から公募により難しい場合
 - (2) 職場の所在地が離島その他のへき地であること等から公募により難しい場合
 - (3) 採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合
 - (4) 公募による必要がないときとして総務部長が別に定める場合
 - 5 所属長は、会計年度任用職員の募集に当たって次の各号に定める事項を記載した書面を交付その他の方法により明示するものとする。
 - (1) 任期に関する事項
 - (2) 勤務場所及び従事する職務の内容に関する事項
 - (3) 始業及び終業の時刻、時間外勤務の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
 - (4) 報酬の額に関する事項
 - (5) 社会保険及び労働保険の適用に関する事項
 - (6) その他募集に当たって明示する必要がある事項
 - 6 所属長は、会計年度任用職員の任用に当たって次の各号に定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
 - (1) 任期に関する事項
 - (2) 再度の任用を行う場合の基準に関する事項
 - (3) 勤務場所及び従事する職務の内容に関する事項
 - (4) 始業及び終業の時刻、時間外勤務の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
 - (5) 報酬の決定、計算及び支払の方法、報酬の締切り及び支払の時期に関する事項
 - (6) 社会保険及び労働保険の適用に関する事項
 - (7) 退職に関する事項（失職又は免職の事由を含む。）
 - (8) その他採用に当たって明示する必要がある事項
 - 7 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で部局長等が定める。
 - 8 部局長等は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
 - 9 所属長は、会計年度任用職員の任用に当たって、会計年度任用職員任用通知書（第1号様式）を交付しなければならない。
 - 10 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の募集、選考及び任用に係る事項は、総務部長が別に定める。
 - 11 部局長等は、会計年度任用職員の任用状況について、総務部長に定期的に報告するものとする。
（勤務時間）
- 第4条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を上限として、当該職員の任期を通じて1週間当たり29時間以内とする。
- 2 前項の勤務時間は、別表第2の1日の勤務時間欄に掲げる勤務時間及び1月の勤務日数欄に掲げる勤務日数を基本として所属長が定める。
 - 3 所属長は、前2項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、総務部長に協議の上、勤務時間を別に定めることができる。
（勤務日及び勤務時間の割振り）
- 第5条 所属長は、次に定めるところにより、会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間を割り振るものとする。
- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上のお休日を設けること。ただし、職務の特殊性又は当該所属の特別の必要により、4週間ごとの期間につき8日のお休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、総

務部長と協議して 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の日を設ける場合には、この限りでない。

- (2) 勤務日が引き続き 12 日を超えないこと。
- (3) 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 15 時間 30 分を超えないこと。

(始業の時刻等)

第 6 条 会計年度任用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、所属長が定める。

(宿日直勤務及び時間外勤務)

第 7 条 所属長は、人事委員会（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 15 号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて断続的な勤務をすることを命じることができる。

2 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間（第 4 条及び第 5 条で定める勤務時間をいう。）以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命じることができる。

(育児又は介護の時間外制限等)

第 8 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年三重県条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）

第 9 条に定める育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに勤務時間条例第 9 条の 2 に定める育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休暇の種類)

第 9 条 会計年度任用職員の休暇の種類は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第 10 条 年次有給休暇は、採用の日から起算して 6 月間継続して勤務し、全勤務日の 8 割以上出勤した会計年度任用職員に対して、別表第 3 の 1 週間の勤務日数欄に掲げる区分又は 1 年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数を付与するものとする。

2 再度の任用により、当初の採用の日から起算して 1 年 6 月以上継続して勤務した会計年度任用職員に対する年次有給休暇は、別表第 4 の 1 週間の勤務日数欄に掲げる区分又は 1 年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、当初の採用の日から起算して、継続して勤務した期間の項に掲げる期間の経過した日に、年次有給休暇の付与日数欄に掲げる日数を付与するものとする。ただし、継続して勤務した期間が 6 月を超えて継続して勤務する日から 1 年ごとに区分した各期間（最後に 1 年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の 8 割未満である者に対しては、当該初日以後の 1 年間においては年次有給休暇を付与しないものとする。

3 年次有給休暇は、会計年度任用職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 年次有給休暇（この項に定めるところにより繰り越されたものを除く。）は、20 日を限度として、次の 1 年間に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第 11 条 会計年度任用職員には別表第 5 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

2 会計年度任用職員には別表第 6 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

(介護休暇)

第 12 条 勤務時間条例第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定は、会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、同条第 1 項中「6 月」とあるのは「93 日」と読み替えるものとする。

2 前項に定める介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第 13 条 勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は、会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）の介護時間について準用する。この場合において、同条第 2 項中「2 時間」とあるのは「2 時間（当

該会計年度任用職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間」と読み替えるものとする。

2 前項に定める介護時間は、無給の休暇とする。

(育児休業及び部分休業)

第 14 条 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）並びにこれに基づく条例及び規則の定めるところによる。

(休暇の手続)

第 15 条 会計年度任用職員の休暇の請求及び承認については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

(服務)

第 16 条 会計年度任用職員は、営利企業（法第 38 条第 1 項に定める「営利企業」をいう。）へ従事等する場合は、あらかじめ、部局長等に届け出るものとする。

2 会計年度任用職員は、三重県職員倫理規程（平成 31 年三重県訓令第 4 号）を遵守するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、会計年度任用職員の服務に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

(人事評価)

第 17 条 会計年度任用職員の人事評価（法第 23 条に定める人事評価をいう。）の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関する事項は別に定める。

(社会保険等)

第 18 条 会計年度任用職員の社会保険、労働保険又は公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償の適用については、法令、他の条例及び規則の定めるところによる。

(研修)

第 19 条 所属長は、会計年度任用職員が業務に必要な能力の開発に係る研修を受講できるよう努めるものとする。

(特殊事情による取扱い)

第 20 条 部局長等は、この規程により難い特殊事情がある場合は、知事の承認を受けて別に取扱いを定めることができる。

(その他)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務条件その他必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 会計年度任用職員の職の決定その他任用に係る準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

別表第 1（第 2 条関係）

職	組織	職務
行政事務支援員	本庁の課及びプロジェクトチーム並びに地域機関その他の機関	職員の指揮のもとに内部事務又は特定の事務の一部を処理する。

別表第 2（第 4 条関係）

1 日の勤務時間	1 月の勤務日数	参考
7 時間 45 分	16 日	1 週間の勤務時間 28.6 時間 1 年間の勤務日数 192 日
7 時間 15 分	17 日	1 週間の勤務時間 28.4 時間 1 年間の勤務日数 204 日
6 時間 45 分	18 日	1 週間の勤務時間 28.0 時間 1 年間の勤務日数 216 日

備考 1 週間の勤務時間の計算は、年間 52 週で計算を行う。

別表第 3（第 10 条関係）

1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数		年次有給休暇の付与日数
5 日以上	217 日以上		10 日
4 日	169 日から 216 日まで		7 日
3 日	121 日から 168 日まで		5 日

2 日	73 日から 120 日まで		3 日
1 日	48 日から 72 日まで		1 日

備考

- 「5 日以上」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のものを含む。
- 「全勤務日の 8 割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

別表第 4 (第 10 条関係)

1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	継続して勤務した期間	1 年 6 月	2 年 6 月	3 年 6 月	4 年 6 月	5 年 6 月	6 年 6 月以上の各年 6 月
			年次有給休暇の付与日数					
5 日以上	217 日以上		11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4 日	169 日から 216 日まで		8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日から 168 日まで		6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73 日から 120 日まで		4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日から 72 日まで		2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

備考

- 「5 日以上」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のものを含む。
- 「全勤務日の 8 割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

別表第 5 (第 11 条関係)

区分	事由	期間
公民権の行使	会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署出頭	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
災害による現住居の滅失又は損壊	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	7 日の範囲内の期間
災害等による出勤困難	会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
退勤途上の危険回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
忌引休暇	会計年度任用職員の親族（総務部長が別に定める親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	総務部長が別に定める期間
結婚休暇	会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	総務部長が別に定める期間内における連続する 5 日の範囲内の期間

妊産婦の休息・補食	妊娠中の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務の間、適宜休息し、又は補食するために必要な時間
-----------	---	---------------------------

別表第 6 (第 11 条関係)

区分	事由	期間
産前休暇	6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に 出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
保育時間	生後 1 年に達しない子（勤務時間条例第 9 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項、子の看護の項、短期介護の項及び骨髄等ドナーの項において同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長が別に定める時間）の範囲内の期間
短期介護	次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の総務部長の定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で総務部長の定めるもの	一の年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長の定める時間）の範囲内の期間
生理日の就業困難	女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
妊産疾病	女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

公務上の傷病	会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
私傷病	会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（「生理日の就業困難」、「妊産疾病」及び「公務上の傷病」に掲げる場合を除く。）	一の年度において総務部長が別に定める期間
骨髄等ドナー	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
妊産婦の健康診査及び保健指導	妊産婦である会計年度任用職員が、総務部長の定めるところにより、母子保健法第 10 条に定める保健指導又は同法第 13 条に定める健康診査を受ける場合	1 日の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
妊娠中の通勤緩和	妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

備考 一般職の非常勤職員が、この規程の施行の前日から引き続いて育児時間（労働基準法第 67 条に定める「育児時間」をいう。）の休暇を取得している場合は、表中の保育時間の項に掲げる「生後 1 年に達しない子」を「生後満 1 歳 9 カ月に達しない子」と読み替えるものとする。

第 1 号様式（第 3 条関係）

会計年度任用職員 任用通知書

氏名	
職名	
勤務所属	
報酬等	月額 ・ 日額 ・ 時間額 円 その他の報酬等については別紙のとおり
任期	年 月 日 から 年 月 日まで
勤務条件等	1月につき 日勤務（1日の勤務時間は 時間 分勤務）を基本とする。 （又は、1日につき 時間 分勤務を基本とする。） その他の勤務条件等については別紙のとおり
その他の任用条件	任期が満了又は死亡の際は、別に発令することなく退職する。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 17 条及び第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般職非常勤である会計年度任用職員として、上記のとおり任用が決定されたから通知する。

年 月 日

任命権者

三重県知事

㊟

備考

- 1 職又は業務により加筆又は削除が必要な事項は修正の上、通知することができる。
- 2 「報酬等」及び「勤務条件等」は、第 3 条第 6 項に定める必要な事項を記載した別紙による書面を交付しなければならない。

公 告

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

水道事業

1 事業の概況

令和元年度上半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に、779 万 4,449 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に、632 万 6,338 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に、142 万 746 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に、665 万 1,206 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に、540 万 9,600 立方メートルの給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に、1,102 万 8,214 立方メートルの給水を行いました。

水道事業全体で、令和元年度上半期の総給水量は、3,863 万 553 立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

平成 30 年度決算の状況は、平成 30 年度三重県水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県水道事業損益計算書

平成 31 年 4 月 1 日から

令和元年 9 月 30 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,269,326,612	営 業 収 益	4,110,255,146
原 水 及 び 浄 水 費	1,205,102,890	給 水 収 益	4,102,718,646
配 水 費	344,100,072	そ の 他 営 業 収 益	7,536,500
業 務 費	242,096,745		
総 係 費	186,263,905		
減 価 償 却 費	2,120,465,000		
資 産 減 耗 費	171,298,000		
営 業 外 費 用	230,616,539	営 業 外 収 益	435,122,280
支 払 利 息 及 び	211,842,539	受 取 利 息	736,759
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	22,817,000
受 託 工 事 費	18,774,000	受 託 工 事 収 益	18,774,000
		長 期 前 受 金 戻 入	391,903,000
		雑 収 益	891,521
当 期 純 利 益	45,434,275		
合 計	4,545,377,426	合 計	4,545,377,426

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

令和元年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	122,679,638,899	固 定 負 債	20,047,869,354
有 形 固 定 資 産	77,953,164,492	企 業 債	14,690,514,048
無 形 固 定 資 産	40,826,474,407	引 当 金	5,357,355,306
投 資 そ の 他 の 資 産	3,900,000,000	流 動 負 債	2,423,100,706
流 動 資 産	12,134,936,719	企 業 債	1,118,392,203
現 金 預 金	10,961,651,191	未 払 金	413,782,666
未 収 金	758,349,556	そ の 他 流 動 負 債	890,925,837
貯 蔵 品	150,089,629	繰 延 収 益	21,936,625,874
前 払 金	53,635,459	負 債 合 計	44,407,595,934
そ の 他 流 動 資 産	211,210,884	資 本 金	88,752,177,584
		剰 余 金	1,654,802,100
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	785,649,040
		(うち当期純利益)	(45,434,275)
		資 本 合 計	90,406,979,684
資 産 合 計	134,814,575,618	負 債 資 本 合 計	134,814,575,618

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 70,077,363,796 円
繰延収益の収益化累計額 17,055,684,706 円

別表 3

平成 30 年度 三重県水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 水 道 事 業 収 益	9,526,902,000	9,595,006,912	68,104,912	
第 1 項 営 業 収 益	8,659,973,000	8,729,522,668	69,549,668	(うち仮受消費税及び地方消費税 645,997,913 円)
第 2 項 営 業 外 収 益	866,929,000	865,484,244	△ 1,444,756	(" 1,184,541 円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 水 道 事 業 費 用	9,083,165,880	9,049,189,365	494,200	33,482,315	
第 1 項 営 業 費 用	8,384,875,880	8,353,745,158	494,200	30,636,522	(うち仮払消費税及び地方消費税 232,714,013 円)
第 2 項 営 業 外 費 用	696,290,000	695,444,207	0	845,793	(" 1,113,840 円)
第 3 項 予 備 費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 資 本 的 収 入	338,283,000	332,793,644	△ 5,489,356	
第 1 項 補 助 金	61,534,000	61,534,000	0	
第 2 項 出 資 金	138,898,000	138,898,000	0	
第 3 項 長 期 貸 付 金 償 還 金	100,000,000	100,000,000	0	
第 4 項 負 担 金	37,851,000	32,361,644	△ 5,489,356	(うち仮受消費税及び地方消費税 2,397,158 円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 資 本 的 支 出	5,560,142,856	5,193,217,507	61,123,880	305,801,469	
第 1 項 建 設 改 良 費	3,182,693,856	2,815,779,293	61,123,880	305,790,683	(うち仮払消費税及び地方消費税 207,619,156 円)
第 2 項 償 還 金	2,377,449,000	2,377,438,214	0	10,786	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4,860,423,863 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 205,221,998 円、減債積立金 400,303,136 円及び過年度分損益勘定留保資金 4,254,898,729 円で補てんした。

工業用水道事業

1 事業の概況

令和元年度上半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に 1 億 19 万 9,040 立方メートルを、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に 712 万 215 立方メートルを、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に 251 万 1,873 立方メートルをそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は 1 億 983 万 1,128 立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県工業用水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

平成 30 年度決算の状況は、平成 30 年度三重県工業用水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 31 年 4 月 1 日から

令和元年 9 月 30 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,682,651,987	営 業 収 益	2,696,863,603
原 水 及 び 浄 水 費	964,563,382	給 水 収 益	2,591,238,103
配 水 費	225,404,583	そ の 他 営 業 収 益	105,625,500
業 務 費	148,730,581		
総 係 費	134,510,941		
減 価 償 却 費	1,154,799,500		
資 産 減 耗 費	54,643,000		
営 業 外 費 用	112,236,247	営 業 外 収 益	190,684,024
支 払 利 息 及 び		受 取 利 息	393,833
企 業 債 取 扱 諸 費	111,687,247	受 託 工 事 収 益	549,000
受 託 工 事 費	549,000	長 期 前 受 金 戻 入	183,243,500
		雑 収 益	6,497,691
当 期 純 利 益	92,659,393		
合 計	2,887,547,627	合 計	2,887,547,627

別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和元年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	107,518,032,240	固 定 負 債	18,696,870,930
有 形 固 定 資 産	102,827,605,402	企 業 債	12,753,296,457
無 形 固 定 資 産	4,690,426,838	引 当 金	5,943,574,473
流 動 資 産	6,036,120,969	流 動 負 債	1,415,813,346
現 金 預 金	5,003,424,322	企 業 債	627,210,220
未 収 金	468,049,679	未 払 金	110,845,174
貯 蔵 品	112,498,277	そ の 他 流 動 負 債	677,757,952
前 払 金	1,073,090	繰 延 収 益	17,157,654,303
そ の 他 流 動 資 産	451,075,601	負 債 合 計	37,270,338,579
		資 本 金	74,119,078,269
		剰 余 金	2,164,736,361
		資 本 剰 余 金	1,228,710,474
		利 益 剰 余 金	936,025,887
		(うち当期純利益)	(92,659,393)
		資 本 合 計	76,283,814,630
資 産 合 計	113,554,153,209	負 債 資 本 合 計	113,554,153,209

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

63,872,410,932 円

繰延収益の収益化累計額

17,311,172,118 円

別表 3

平成 30 年度 三重県工業用水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 工業用水道事業収益	6,194,811,000	6,383,607,617	188,796,617	
第 1 項 営業収益	5,713,035,000	5,710,293,255	△2,741,745	(うち仮受消費税及び地方消費税 422,854,722 円)
第 2 項 営業外収益	397,054,000	588,592,330	191,538,330	(" 959,038 円)
第 3 項 特別利益	84,722,000	84,722,032	32	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 工業用水道事業費用	5,642,975,000	5,497,253,473	0	145,721,527	(うち仮払消費税及び地方消費税 161,936,160 円)
第 1 項 営業費用	5,175,925,000	5,104,423,833	0	71,501,167	(" 918,880 円)
第 2 項 営業外費用	317,799,000	245,579,913	0	72,219,087	
第 3 項 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	
第 4 項 特別損失	147,251,000	147,249,727	0	1,273	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 資本的収入	4,166,534,000	4,141,573,345	△24,960,655	
第 1 項 企業債	3,542,000,000	3,542,000,000	0	
第 2 項 補助金	301,400,000	301,400,000	0	
第 3 項 出資金	298,174,000	298,173,345	△655	
第 4 項 負担金	24,960,000	0	△24,960,000	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 資本的支出	8,322,000,880	7,957,142,139	191,418,768	173,439,973	(うち仮払消費税及び地方消費税 476,254,756 円)
第 1 項 建設改良費	7,056,094,880	6,691,236,747	191,418,768	173,439,365	
第 2 項 償還金	1,265,906,000	1,265,905,392	0	608	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,815,568,794 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 453,953,389 円、減債積立金 411,438,939 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,950,176,466 円で補てんした。

電気事業

1 事業の概況

三重ごみ固形燃料発電所（最大出力1万2,050kW）で、RDFを12市町から受け入れ、安定した運転を行いました。

令和元年度上半期は、1万9,823トンのRDFを受け入れ、供給電力量は2,237万1,824kWhの実績となりました。

なお、三重ごみ固形燃料発電所におけるRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了しました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県電気事業損益計算書（別表1）及び三重県電気事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

平成30年度決算の状況は、平成30年度三重県電気事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県電気事業損益計算書

平成31年 4月 1日から

令和元年 9月 30日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	1,076,375,443	営 業 収 益	601,014,165
R D F 発 電 費	997,377,607	電 力 料	320,624,106
一 般 管 理 費	78,997,836	そ の 他 営 業 収 益	280,390,059
営 業 外 費 用	68,289	営 業 外 収 益	19,588,808
支 払 利 息 及 び	68,289	受 取 利 息	480,211
企 業 債 取 扱 諸 費		長 期 前 受 金 戻 入	18,831,000
		雑 収 益	277,597
		当 期 純 損 失	455,840,759
合 計	1,076,443,732	合 計	1,076,443,732

別表 2

三重県電気事業貸借対照表

令和元年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	2,010,045,906	固 定 負 債	154,577,207
有 形 固 定 資 産	234,400,406	引 当 金	154,577,207
無 形 固 定 資 産	10,088,604	流 動 負 債	604,863,741
事 業 外 固 定 資 産	364,370,741	未 払 金	114,047,350
投 資 そ の 他 の 資 産	1,401,186,155	そ の 他 流 動 負 債	490,816,391
流 動 資 産	8,652,027,865	繰 延 収 益	53,796,428
現 金 預 金	8,422,750,745	負 債 合 計	813,237,376
未 収 金	138,180,253	資 本 金	12,963,625,000
前 払 金	535,407	剰 余 金	△3,114,788,605
そ の 他 流 動 資 産	90,561,460	欠 損 金	3,114,788,605
		(うち当期純損失)	(455,840,759)
		資 本 合 計	9,848,836,395
資 産 合 計	10,662,073,771	負 債 資 本 合 計	10,662,073,771

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

1,770,132,685 円

繰延収益の収益化累計額

643,131,083 円

別表 3

平成 30 年度 三重県電気事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 電 気 事 業 収 益	1,488,235,000	1,556,798,258	68,563,258	
第 1 項 営 業 収 益	1,444,042,000	1,491,188,451	47,146,451	(うち仮受消費税及び地方消費税 110,458,355 円)
第 2 項 営 業 外 収 益	44,193,000	65,609,807	21,416,807	(" 9 円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 電 気 事 業 費 用	2,442,278,000	2,234,318,614	0	207,959,386	
第 1 項 営 業 費 用	2,343,175,000	2,162,742,312	0	180,432,688	(うち仮払消費税及び地方消費税 132,077,444 円)
第 2 項 営 業 外 費 用	25,707,000	180,562	0	25,526,438	
第 3 項 特 別 損 失	71,396,000	71,395,740	0	260	
第 4 項 予 備 費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
該当なし

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、県民の健康保持と医療水準の向上に努めています。

令和元年度の業務予定量に対する令和元年 9 月 30 日現在の実績は、次のとおりです。

	年間業務予定量	9 月末実績
(1) 病 床 数	770 床	770 床
一 般 病 床	282 床	282 床
精 神 病 床	448 床	448 床
療 養 病 床	40 床	40 床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	213,012 人	91,391 人
外 来	167,996 人	72,371 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	582 人	499 人
外 来	689 人	584 人

2 経理の状況

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの経理の状況は、損益計算書（別表 1）及び貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 平成 30 年度決算の状況

収益的収入及び支出については、総収益 52 億 2,991 万 4,682 円、総費用 53 億 281 万 4,291 円で、差引 7,289 万 9,609 円の純損失を計上しました。また、当期の経常的な収益と費用を対応させた経常収支については、純損失と同額の 7,289 万 9,609 円の赤字となりました。

資本的収入及び支出については、資本的収入 14 億 8,877 万 3,000 円、資本的支出 18 億 7,185 万 9,009 円となり、差引 3 億 8,308 万 6,009 円の不足が生じました。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 196 万 7,710 円及び過年度分損益勘定留保資金 3 億 8,111 万 8,299 円で補填しました。

別表 1

三重県病院事業損益計算書

平成31年4月1日から

令和元年9月30日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,499,705,545	医 業 収 益	1,373,598,332
給 与 費	1,355,009,256	入 院 収 益	1,060,513,024
材 料 費	122,254,279	外 来 収 益	242,042,127
経 費	730,430,142	そ の 他 医 業 収 益	71,043,181
減 価 償 却 費	284,379,000		
資 産 減 耗 費	3,918,000		
研 究 研 修 費	3,714,868		
医 業 外 費 用	97,090,683	医 業 外 収 益	1,252,799,592
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	51,580,000	受 取 利 息 配 当 金	65,000
患 者 外 給 食 材 料 費	134,272	他 会 計 補 助 金	73,309,000
長 期 前 払 消 費 税 償 却	13,210,000	長 期 前 受 金 戻 入	120,625,000
雑 損 失	32,166,411	補 助 金	2,430,000
		負 担 金	957,122,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	99,248,592
上 半 期 純 利 益	29,601,696		
合 計	2,626,397,924	合 計	2,626,397,924

別表 2

三重県病院事業貸借対照表

令和元年 9月30日現在

(単位：円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
固 定 資 産	8,489,661,537	固 定 負 債	13,196,676,032
有 形 固 定 資 産	8,233,868,732	企 業 債	6,466,658,819
土 地	490,665,273	他 会 計 借 入 金	5,420,592,278
建 物	6,594,635,293	引 当 金	1,309,424,935
構 築 物	348,629,964	流 動 負 債	663,651,129
器 械 備 品	781,990,757	企 業 債	344,264,384
車 両	8,244,167	引 当 金	173,571,000
建 設 仮 勘 定	9,703,278	未 払 金	127,851,040
無 形 固 定 資 産	2,308,894	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	3,937,000
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	14,027,705
そ の 他 無 形 固 定 資 産	10,005	繰 延 収 益	3,513,923,999
投 資 そ の 他 の 資 産	253,483,911	負 債 合 計	17,374,251,160
長 期 貸 付 金	1,500,000	資 本 金	311,409,778
長 期 前 払 消 費 税	251,813,911	剰 余 金	△7,840,165,254
そ の 他 投 資	170,000	資 本 剰 余 金	1,371,553,972
流 動 資 産	1,355,834,147	受 贈 財 産 評 価 額	12,053,972
現 金 預 金	334,221,005	県 費 負 担 金	1,359,500,000
未 収 金	356,978,809	欠 損 金	9,211,719,226
貯 蔵 品	11,177,885	繰 越 欠 損 金	9,241,320,922
前 払 費 用	200,000	前 年 度 末 残 高	
前 払 金	45,032,338	上 半 期 純 利 益	29,601,696
そ の 他 流 動 資 産	8,224,110		
短 期 貸 付 金	600,000,000	資 本 合 計	△7,528,755,476
資 産 合 計	9,845,495,684	負 債 及 び 資 本 合 計	9,845,495,684

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

16,575,976,919 円

繰延収益の収益化累計額

2,751,874,971 円

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和元年 11 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三郷井堰土地改良区（伊賀市三田 986 番地の 1）

退任理事

伊賀市東高倉 326 番地

大 西 一

収 用 委 公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定しました。

令和元年 11 月 29 日

三重県収用委員会会長 村 瀬 勝 彦

1 起業者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号

国土交通大臣

愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号

中日本高速道路株式会社

2 事業の種類

一般国道 475 号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県養老郡養老町大跡字東畑地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで）及びこれに伴う付帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

（土地の所在） 三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
161 番	田	原野	2,996	2,996.83	2,983.90	3.54

4 土地所有者の氏名及び住所

三崎 勲

三重県いなべ市北勢町阿下喜 2113 番地 1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

いなべ市

いなべ市長 日沖 靖

三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

土地に関する所有権以外の権利の存否不明。ただし、権利が存する場合は使用借権

6 裁決手続の開始を決定した日

令和元年 11 月 25 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>